

国民年金免除制度のお知らせ

本人や配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の方、または失業などにより国民年金の保険料を納付することが困難な方には、保険料の全額または一部が免除される「国民年金保険料免除制度」があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や万一の際の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなることがあります。

免除が承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれ、年金額にも一部算入されます。

●免除申請の方法

令和2年度分(令和2年7月から令和3年6月まで)の免除申請を7月1日(水)から受け付けています。

▽申請に必要なもの

本人確認書類(免許証等)、マイナンバーカード(個人番号を利用して届け出る方)、年金手帳又は国民年金保険料納付書、印鑑、離職票又は雇用保険受給資格者証(平成30年1月1日以降に離職され、引き続き失業中の方)

▽申請の受付場所

市役所市民課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所

問 市役所市民課窓口係[内線116]

ご存知ですか?「国民年金基金」

国民年金基金は、老後に受け取る国民年金(老齢基礎年金)に上乘せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。20歳から60歳未満の方、又は60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問 北海道国民年金基金
☎0120-65-4192

第十一回特別弔慰金

戦争で亡くなった方のご遺族などを対象に、国から特別弔慰金が支給されます。

●対象となる方

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公的扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け取る方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の先順位によるご遺族お一人に限り請求することができます。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者などと生計関係のあった①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 4 上記③以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 5 上記①から④以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。)

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期限/令和5年3月31日まで

●請求手続き

前回(第十回特別弔慰金)請求された方に対し、請求書類を送付しておりますので、必要事項を記入し、戸籍等の書類を添えて提出してください。

初めて請求される方は市役所社会福祉課に請求書類がありますのでお問い合わせください。

●提出先/市役所社会福祉課(郵送可)

●その他

特別弔慰金は、ご遺族を代表されたお一人が受け取るものになりますので、同順位のご遺族が複数いる場合は、お話し合いのうえ、代表して請求する方を決めていただきますようお願いいたします。

問 市役所社会福祉課社会福祉係[内線178]

7月は「社会を明るくする運動」強化月間



“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止、立ち直りを支える地域のチカラ～はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。

渡島地区保護司会北斗南支部・北支部、北斗南・北更生保護女性会をはじめ、各団体それぞれの地区において啓発活動等を実施しておりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしく願います。

問 市役所市民課市民係[内線112・115]